

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年10月15日提出
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 塩川 克史
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	窪田 英喜
【電話番号】	03-3516-1432
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり） アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(2021年8月14日から2022年2月14日まで) アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり） 1,000億円を上限とします。 アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし） 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年8月13日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

<訂正前> および<訂正後> に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後> に記載している内容は原届出書が更新されます。

## 第一部【証券情報】

## (12)【その他】

&lt;訂正前&gt;

(略)

日本以外の地域における発行  
ありません。

投資信託約款の変更（予定）のお知らせ

ファンドは、投資信託約款の変更を予定しております。ご購入の際には、以下の内容をご理解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

・投資信託約款の変更内容

1. ファンドの投資対象のうち、アジアの転換社債（CB）部分の投資対象を「クレディ・スイス・アジアCBファンド」から「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド - アジアCB」に変更を行う予定です。
2. ファンドの信託報酬率を年率1.287%（税抜1.17%）から年率1.133%（税抜1.03%）に引下げを行う予定です。
3. 上記1.の変更に伴い、ファンドの投資制限のうち外貨建資産への投資制限について変更を行う予定です。
4. ファンドの信託期間の終了日を2022年5月17日から2027年5月17日に変更を行う予定です。

・投資信託約款の変更理由

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的にアジアのハイ・イールド債券および転換社債（CB）に投資を行っています。

転換社債（CB）への投資は「クレディ・スイス・アジアCBファンド」を通じて行っていますが、今般、当該投資信託の運用会社であるクレディ・スイス・インベストメント・パートナーズ（スイス）リミテッドから、運用の継続が困難である旨の通知を受けました。これを受け弊社ではファンドの運用を継続すべく、アジア地域の転換社債（CB）へ投資する新たな投資信託の選定を行い、ファンドの商品性に変わりはなく、運用の継続性が図れると判断したため、「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド - アジアCB」に変更を行う予定です。

また、この変更に伴い信託報酬率を引き下げ、外貨建資産への投資制限の変更および信託期間の延長を併せて行います。

・変更後に新たな投資対象となる投資信託証券の概要（予定）[アジアの転換社債への投資]シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド - アジアCB

ファンドの形態	ルクセンブルク籍米ドル建て外国投資法人
運用会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント（スイス）AG
投資対象	アジア（除く日本）企業が発行する転換社債またはその他証券（転換優先株、他社株転換可能債券など）

投資態度	<p>ファンドは、資産の少なくとも3分の2以上をアジア（除く日本）企業が発行する転換社債またはその他証券（転換優先株、他社株転換可能債券など）に投資を行い、積極的に運用を行います。</p> <p>ファンドは、アジア（除く日本）企業の発行する、固定利付債券、変動利付債券、株式、株式関連証券への投資を行う場合があります。転換社債は通常、転換価格にて株式に転換できる債券です。運用目標は、債券投資の安定的な収益と相対的にボラティリティの低い特性を持ちながら、アジア（除く日本）の株式市場への投資収益を享受することです。</p>
運用報酬等	年率0.75%

#### シュローダー・インベストメント・マネジメント（スイス）AGの概要

シュローダー・インベストメント・マネジメント（スイス）AGは、シュローダー・グループのスイス拠点です。1967年以降半世紀以上にわたってビジネスを展開し、アセット・マネジメントの他にプライベート・バンキングやプライベート・エクイティを手掛けています。

#### 運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担について

ファンドの信託報酬率の変更、および投資対象が「クレディ・スイス・アジアCBファンド」から「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド - アジアCB」に変更となるに伴い、運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担が変更となります。

	変更後	変更前
信託報酬の総額	年率1.133%（税抜1.03%）	年率1.287%（税抜1.17%）
内 委託会社	年率0.440%（税抜0.40%）	年率0.484%（税抜0.44%）
内 販売会社	年率0.660%（税抜0.60%）	年率0.770%（税抜0.70%）
内 受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）	年率0.033%（税抜0.03%）
実質的な負担	年率1.837%程度～年率1.883%程度	年率1.947%程度～年率1.991%程度

実質的な負担とは、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を含めた報酬です。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

#### 投資信託約款変更適用日

2021年10月15日

#### 投資信託約款の変更手続き

##### スケジュール

議決権口数の確定	2021年8月17日
書面による議決権の行使期間	2021年8月17日から2021年9月30日まで
書面による決議の日	2021年10月1日
投資信託約款変更適用日	2021年10月15日（予定）

投資信託約款の変更の手続きは、投資信託約款の規定に従い、書面決議により行います。

書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により投資信託約款の変更が可決された場合は、予定通り2021年10月15日を適用日として投資信託約款の変更を行います。

書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られなかった場合は、本手続きによる投資信託約款の変更は行いません。

書面決議の結果に係らず、書面による決議後速やかに弊社ホームページに書面決議の結果を

掲載します。

2021年8月17日現在のファンドの受益者は、投資信託約款の変更について議決権を行使することができます。2021年8月14日以降にファンドの購入をお申込みいただいた場合には、この投資信託約款変更の議決権はありませんのでご注意ください。

## ・投資信託約款の変更の案

投資信託約款新旧対照表（案）

追加型証券投資信託 アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり） 約款

新	旧
<p>運用の基本方針</p> <p>2.運用方法</p> <p>(3)投資制限</p> <p>～ (略)</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>(略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2.運用方法</p> <p>(3)投資制限</p> <p>～ (略)</p> <p>外貨建資産への直接投資は行いません。</p> <p>(略)</p>
<p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、平成24年8月27日から2027年5月17日まで、または第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。</p>	<p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、平成24年8月27日から平成34年5月17日まで、または第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。</p>
<p>(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)</p> <p>第20条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p>	<p>(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)</p> <p>第20条 &lt;削除&gt;</p>
<p>(外国為替予約取引の指図および目的)</p> <p>第21条 委託者は、投資信託財産に係る為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p>	<p>(外国為替予約取引の指図および目的)</p> <p>第21条 &lt;削除&gt;</p>
<p>(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)</p> <p>第22条 投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</p>	<p>(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)</p> <p>第22条 &lt;削除&gt;</p>
<p>(信託報酬の額および支弁の方法)</p> <p>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の103の率を乗じて得た額とします。</p> <p>～ (略)</p>	<p>(信託報酬の額および支弁の方法)</p> <p>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の117の率を乗じて得た額とします。</p> <p>～ (略)</p>

<p>付表</p> <p>1.別に定める投資信託証券</p> <p>運用の基本方針および第17条に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア・ハイ・イールド債券ファンドF (為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)</li> <li>・クレディ・スイス・アジアCBファンド(円ヘッジクラス)</li> <li>・シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド-アジアCB</li> </ul> <p>「クレディ・スイス・アジアCBファンド(円ヘッジクラス)」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。</p> <p>2.別に定める日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(2021年10月15日現在)</p>	<p>付表</p> <p>1.別に定める投資信託証券</p> <p>運用の基本方針および第17条に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア・ハイ・イールド債券ファンドF (為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)</li> <li>・BNPパリバ・アジア・オセアニアCBファンド(適格機関投資家専用)</li> <li>・クレディ・スイス・アジアCBファンド(円ヘッジクラス)</li> </ul> <p>「BNPパリバ・アジア・オセアニアCBファンド(適格機関投資家専用)」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。</p> <p>2.別に定める日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(平成30年3月19日現在)</p>
--	--

追加型証券投資信託 アジア ハイ・イールド・プラス(毎月決算型)(為替ヘッジなし) 約款

新	旧
<p>運用の基本方針</p> <p>2.運用方法</p> <p>(3)投資制限</p> <p>~ (略)</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>(略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2.運用方法</p> <p>(3)投資制限</p> <p>~ (略)</p> <p>外貨建資産への直接投資は行いません。</p> <p>(略)</p>
<p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、平成24年8月27日から2027年5月17日まで、または第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。</p>	<p>(信託期間)</p> <p>第5条 この信託の期間は、平成24年8月27日から平成34年5月17日まで、または第40条第1項、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による信託終了の日までとします。</p>
<p>(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)</p> <p>第20条 外貨建有価証券(外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。)への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</p>	<p>(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)</p> <p>第20条 &lt;削除&gt;</p>
<p>(外国為替予約取引の指図および目的)</p> <p>第21条 委託者は、投資信託財産に係る為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</p>	<p>(外国為替予約取引の指図および目的)</p> <p>第21条 &lt;削除&gt;</p>

<p>(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)</p> <p>第22条 投資信託財産に属する外貨建資産(外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</p>	<p>(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)</p> <p>第22条 &lt;削除&gt;</p>
<p>(信託報酬の額および支弁の方法)</p> <p>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の103の率を乗じて得た額とします。</p> <p>~ (略)</p>	<p>(信託報酬の額および支弁の方法)</p> <p>第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の117の率を乗じて得た額とします。</p> <p>~ (略)</p>
<p>付表</p> <p>1.別に定める投資信託証券</p> <p>運用の基本方針および第17条に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア・ハイ・イールド債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)</li> <li>・クレディ・スイス・アジアCBファンド(ヘッジなしクラス)</li> <li>・シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド-アジアCB</li> </ul> <p>「クレディ・スイス・アジアCBファンド(ヘッジなしクラス)」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。</p> <p>2.別に定める日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(2021年10月15日現在)</p>	<p>付表</p> <p>1.別に定める投資信託証券</p> <p>運用の基本方針および第17条に規定する「別に定める投資信託証券」は以下のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア・ハイ・イールド債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)</li> <li>・BNPパリバ・アジア・オセアニアCBファンド(適格機関投資家専用)</li> <li>・クレディ・スイス・アジアCBファンド(ヘッジなしクラス)</li> </ul> <p>「BNPパリバ・アジア・オセアニアCBファンド(適格機関投資家専用)」については、当該投資信託証券を売却した場合、または償還となった場合は投資対象から除外します。</p> <p>2.別に定める日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(平成30年3月19日現在)</p>

<訂正後>

(略)

日本以外の地域における発行  
ありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>



## ファンドの特色

### 1 以下の投資信託証券への投資を通じて、アジアのハイ・イールド債券<sup>\*</sup>を中心に、他、転換社債(CB)等を実質的に投資を行います。

※投資するアジアのハイ・イールド債券は、主に米ドル建てです。

#### アジア ハイ・イールド・プラス(毎月決算型)(為替ヘッジあり)

- アジア・ハイ・イールド債券ファンドF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)  
 <運用会社> JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社  
 (投資対象とする「GIMアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド(適格機関投資家専用)」の投資顧問会社)  
 JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド  
 (為替ヘッジにかかる運用をJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。)
- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアCB (Cクラス(米ドル建て))  
 <運用会社> シュローダー・インベストメント・マネジメント(スイス) AG

#### アジア ハイ・イールド・プラス(毎月決算型)(為替ヘッジなし)

- アジア・ハイ・イールド債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)  
 <運用会社> JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社  
 (投資対象とする「GIMアジア・ハイ・イールド債券マザーファンド(適格機関投資家専用)」の投資顧問会社)  
 JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド
- シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドーアジアCB (Cクラス(米ドル建て))  
 <運用会社> シュローダー・インベストメント・マネジメント(スイス) AG



JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社、JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッドおよびJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント<sup>\*</sup>の一員です。

<sup>\*</sup>J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

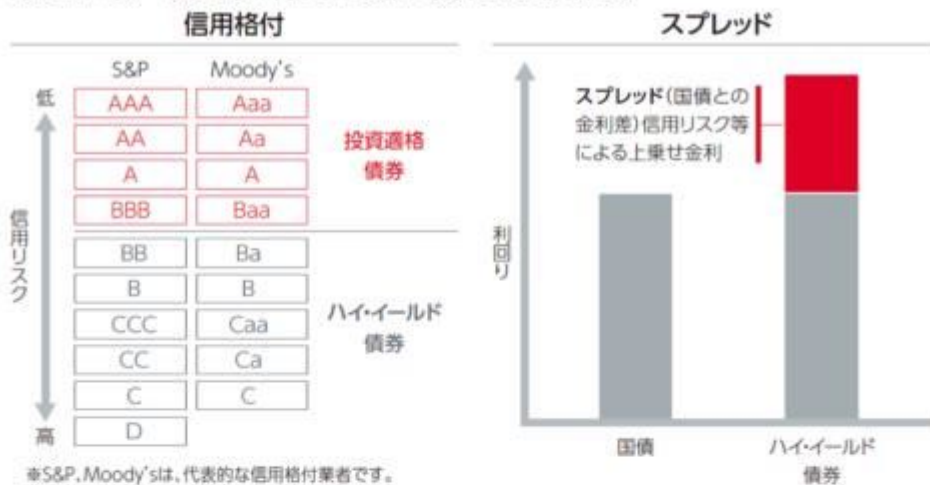


シュローダー・インベストメント・マネジメント(スイス)AGは、シュローダー・グループのスイス拠点です。1967年以降半世紀以上にわたってビジネスを展開し、アセット・マネジメントの他にプライベート・バンキングやプライベート・エクイティを手掛けています。



## ハイ・イールド(High=高い・Yield=利回り)債券とは

一般に、信用格付が低い(BB格相当以下(S&P社表記))社債を指します。投資適格債券と比較して、債務不履行(デフォルト)に陥る可能性が高い等、信用リスクが高くなります。一方、信用リスクが高い反面、満期償還までの期間が同じ投資適格債券と比べて、一般に高い利回りで発行・取引されています。



### 信用度の変化と債券価格変動のイメージ

一般に、発行体の信用リスクが低減した場合、国債との金利差は縮小し、ハイ・イールド債券の価格上昇要因となります。一方、発行体の信用リスクが増大した場合、国債との金利差は拡大し、ハイ・イールド債券の価格下落要因となります。



※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

- 2** 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析等を基に銘柄を選定します。また転換社債(CB)に関しては、前記に加え、株価との連動性等を勘案し銘柄を選定します。



## 転換社債(CB)とは

転換社債(CB)とは、一定の条件で株式に転換できる権利が付いた社債です。Convertible Bond(転換できる債券)の頭文字を取ってCBと略されます。転換社債(CB)は、債券、株式の両方の性質を併せ持つため、転換社債(CB)の価格変動の特性として、株価下落局面においては債券の性質による下支え効果、株価上昇局面においては株式の性質による値上がり期待ができます。

- 3** ポートフォリオの構築にあたっては、金利収入の獲得を重視し、債券価格の上昇による投資信託財産の成長を目指します。

- 4** 各投資信託証券の合計組入比率は、高位に保つことを基本とします。

## 5 | 「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」2つのファンドから選べます。

### アジア ハイ・イールド・プラス(毎月決算型) (為替ヘッジあり)

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

### アジア ハイ・イールド・プラス(毎月決算型) (為替ヘッジなし)

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ● 分配方針

毎月17日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

### 分配金の支払いイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。



## 収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

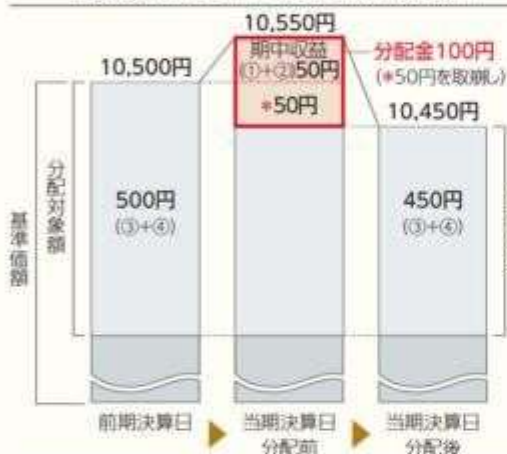


※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

#### 分配準備積立金

期中収益(①+②)のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

#### 収益調整金

追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

## （２）【ファンドの沿革】

### < 訂正前 >

2012年8月27日 投資信託契約締結、設定、運用開始  
2018年3月19日 主要投資対象となる投資信託証券を変更

### < 訂正後 >

2012年8月27日 投資信託契約締結、設定、運用開始  
2018年3月19日 主要投資対象となる投資信託証券を変更  
2021年10月15日 主要投資対象となる投資信託証券を変更、信託期間の終了日を2022年5月17日から2027年5月17日に変更

## （３）【ファンドの仕組み】

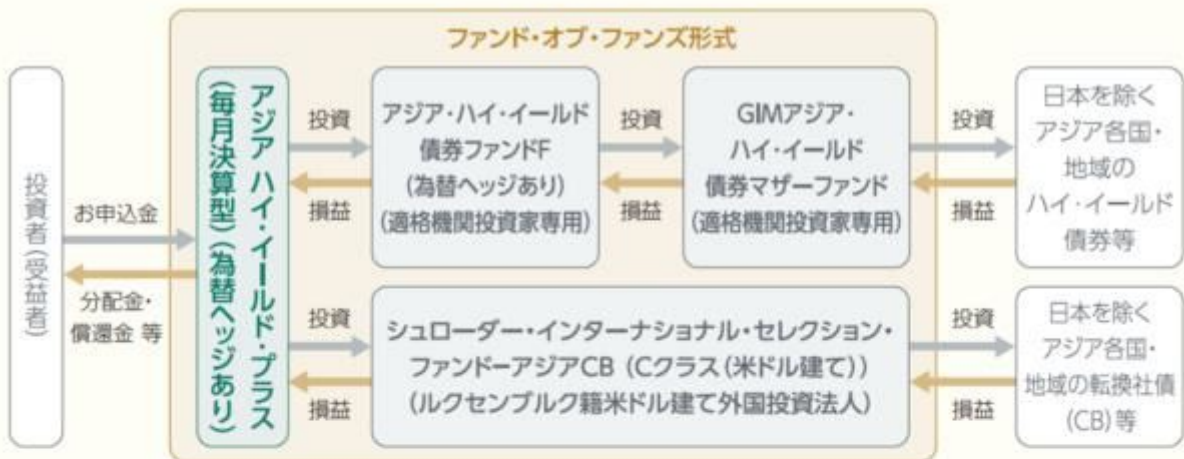
### < 更新後 >

#### ファンド・オブ・ファンズの仕組み

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ形式とは、他の投資信託証券に投資することにより運用を行う形式です。

※各ファンド間でスイッチングが可能ですが、取扱いの販売会社によって異なります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

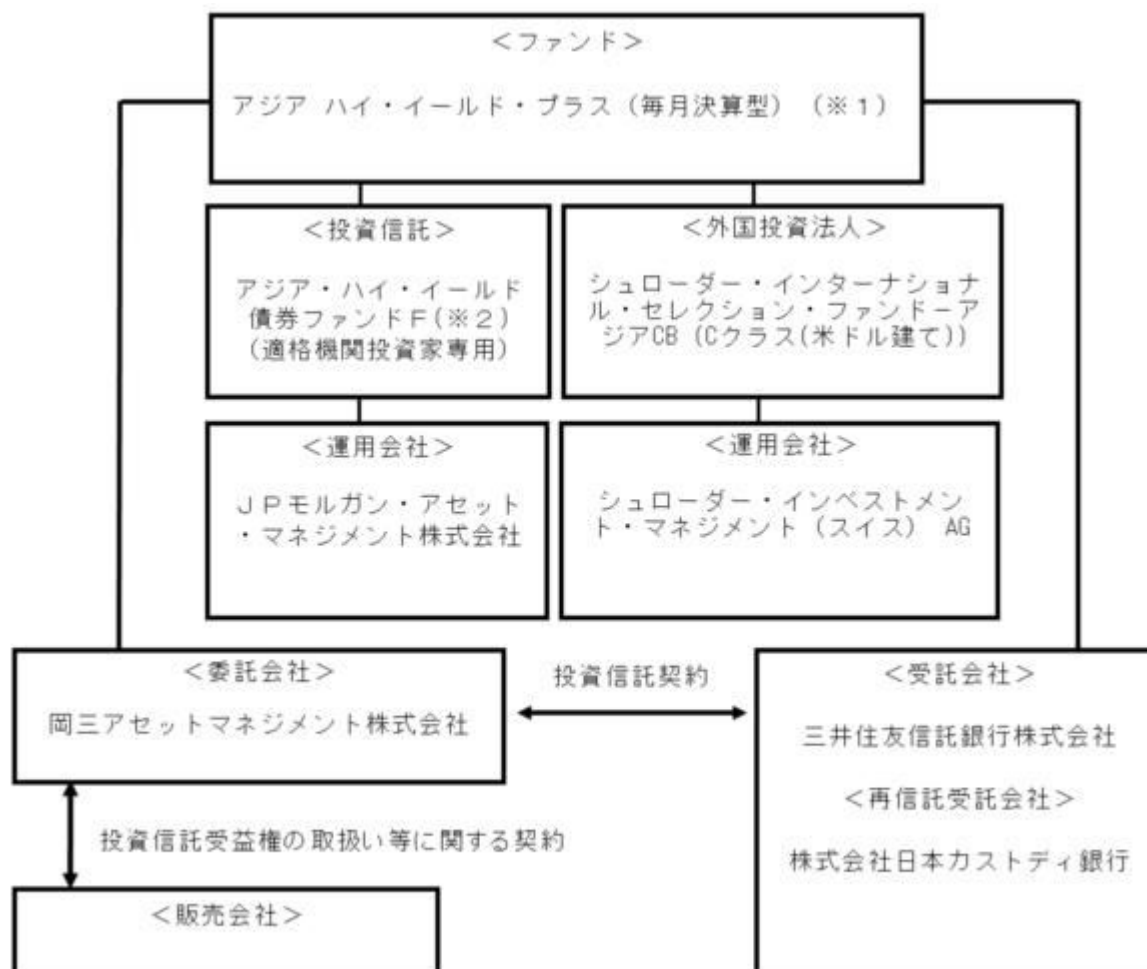


実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。米ドル以外の資産については、原則として米ドルを用いて間接的に為替ヘッジを行います。



実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## ファンドの関係法人とその役割



(注) 上記 1、 2については、ファンドごとに以下のとおりに読み替えます。

1	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
2	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし

関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資対象とする投資信託証券の運用会社	投資対象とする投資信託証券の運用を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

委託会社の概況（2021年5月末日現在）

資本金  
10億円

## 委託会社の沿革

1964年10月 6日	「日本投信委託株式会社」設立
1987年 6月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
1990年 6月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
2008年 4月 1日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

## 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	45.68%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	174,801株	31.51%
岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市大手通1丁目5番地5	40,150株	7.24%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

&lt;訂正前&gt;

(略)

運用方法

## a 投資対象

内国証券投資信託の受益権およびケイマン籍の円建て外国投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

## b 投資態度

イ．各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、アジアのハイ・イールド債券を中心に、他、転換社債(CB)等を実質的に投資を行い、投資信託財産の安定した収益の確保と着実な成長を目指して運用を行います。

以下の投資信託証券に投資します。

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

・アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

・クレディ・スイス・アジアCBファンド（円ヘッジクラス）

（実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。）

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

・アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

・クレディ・スイス・アジアCBファンド（ヘッジなしクラス）

（実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。）

(略)



<訂正後>

(略)

#### 運用方法

##### a 投資対象

内国証券投資信託の受益権およびルクセンブルク籍米ドル建て外国投資法人の投資証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

##### b 投資態度

イ．以下の投資信託証券への投資を通じて、アジアのハイ・イールド債券を中心に、他、転換社債(CB)等を実質的に投資を行い、投資信託財産の安定した収益の確保と着実な成長を目指して運用を行います。

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

- ・アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）
- ・シュローター・インターナショナル・セレクション・ファンド - アジアCB (Cクラス (米ドル建て))  
（実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。）

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

- ・アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
- ・シュローター・インターナショナル・セレクション・ファンド - アジアCB (Cクラス (米ドル建て))  
（実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。）

(略)

## (2) 【投資対象】

<訂正前>

(略)

#### 運用の指図範囲

##### a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

(略)

ホ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、ハ．の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

##### b 金融商品

(略)

## クレディ・スイス・アジアCBファンド

シェアクラス	円ヘッジクラス、ヘッジなしクラス
ファンドの形態	ケイマン籍円建外国投信
運用会社	クレディ・スイス・インベストメント・パートナーズ(スイス)リミテッド
投資対象	アジア(除く日本)のCB
投資方針	転換社債(CB)への投資を通じて、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資態度	1. 銘柄選定にあたっては、利回りに加え、発行体リスク、流動性を踏まえ、組入銘柄および組入比率を決定します。 2. 特に信用リスクや流動性などを踏まえ、アジア(除く日本)のCB市場において相対的に投資利回りが高いと判断される銘柄に投資を行います。
通貨クラス	(円ヘッジクラス) 外貨建資産(米ドル以外の資産については、原則として米ドルを用いて間接的に為替ヘッジを行います。)について、原則として円で為替ヘッジを行う円建て投資信託証券を発行します。 (ヘッジなしクラス) 外貨建資産について、対円で為替ヘッジを行わない円建て投資信託証券を発行します。
投資制限	1. ワラント債、ワラント、優先株(株式転換権付)、シンセティック転換社債、その他のオプションの付与された債券等、上場株、MMF等に投資を行うことがあります。 2. 原則として、空売りおよびレバレッジをかけた運用は行いません。 3. 原則として、先物、オプション、スワップ等を用いた為替変動リスク、金利変動リスクのヘッジは行いません。 4. 一発行体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとします。 5. ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行いません。
決算日	毎年12月31日
運用報酬等	運用報酬：各クラス年率0.60% 管理・事務費用：各クラス年率0.06%
その他費用	受託費用(年間10,000米ドル)、保管費用、信託財産に関する租税、組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、トラスト設立費用(当該費用に関しては、原則として当初5年間の間に償却される予定です。)等が信託財産から支払われます。尚、これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。また、手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
換金手数料	なし

&lt;訂正後&gt;

(略)

## 運用の指図範囲

## a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(略)

ホ．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、ハ．の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻条件付買入れ）に限り行うことができるものとします。

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジあり）

・アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）

・シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド - アジアCB（Cクラス(米ドル建て)）

アジア ハイ・イールド・プラス（毎月決算型）（為替ヘッジなし）

・アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

・シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド - アジアCB（Cクラス(米ドル建て)）

## b 金融商品

(略)

シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド - アジアCB

シェアクラス	Cクラス(米ドル建て)
ファンドの形態	ルクセンブルク籍米ドル建て外国投資法人
運用会社	シュロージャー・インベストメント・マネジメント（スイス）AG
基本方針	アジア（除く日本）企業が発行する転換社債に投資を行い、3年から5年の期間でベンチマークを上回る運用を行うことを目指します。
投資対象	ファンドの資産のうち少なくとも3分の2以上は、アジア（除く日本）企業が発行する転換社債またはその他証券（転換優先株、他社株転換可能債券など）に投資を行います。
投資態度	<p>ファンドは、資産の少なくとも3分の2以上をアジア（除く日本）企業が発行する転換社債またはその他証券（転換優先株、他社株転換可能債券など）に投資を行い、積極的に運用を行います。</p> <p>ファンドは、アジア（除く日本）企業の発行する、固定利付債券、変動利付債券、株式、株式関連証券への投資を行う場合があります。転換社債は通常、転換価格にて株式に転換できる債券です。運用目標は、債券投資の安定的な収益と相対的にボラティリティの低い特性を持ちながら、アジア（除く日本）の株式市場への投資収益を享受することです。</p>
ベンチマーク	リフィニティブ・アジア（除く日本）CBインデックス（米ドルヘッジ）

主な投資制限	<p>ファンドは資産の50%を超えて投資適格未満の格付けの証券に投資する可能性があります。</p> <p>ファンドは資産の最大3分の1を転換社債以外の証券に、直接的、間接的に投資を行うことがあります。</p> <p>ファンドはデリバティブを活用する場合があります。</p>
決算日	毎年12月末
収益分配方針	無分配
購入価額	申込日の基準価額
換金価額	申込日の基準価額
購入・換金不可日	管理会社が定める日
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
運用報酬	純資産総額に対し年率0.75%
その他費用	組入有価証券の売買委託手数料、管理費用、保管費用、ヘッジに係る費用、租税等
償還条項	管理会社の判断による

#### （５）【投資制限】

##### < 訂正前 >

##### < 約款に基づく投資制限 >

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（略）

##### < 訂正後 >

##### < 約款に基づく投資制限 >

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（略）

## 4【手数料等及び税金】

## (3)【信託報酬等】

## &lt;訂正前&gt;

## 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.287%（税抜1.17%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.484%（税抜0.44%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.77%（税抜0.70%）	運用報告書等各種書類の送付、口内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

## &lt;実質的な信託報酬の総額&gt;

各ファンドの投資対象ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額です。

- ・ 「アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」および「アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」の信託報酬はそれぞれ、計算期間を通じて毎日、当該各投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.704%（税抜0.64%）を乗じて得た額です。
- ・ 「クレディ・スイス・アジアCBファンド（円ヘッジクラス）/（ヘッジなしクラス）」の信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.66%を乗じて得た額です。

各ファンドはそれぞれ、「アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」、「アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」および「クレディ・スイス・アジアCBファンド（円ヘッジクラス）/（ヘッジなしクラス）」を組入れて運用を行いますので、各ファンドの信託報酬に当該各投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.947%程度～1.991%程度を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

(略)

## &lt;訂正後&gt;

## 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年率1.133%（税抜1.03%）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

委託会社	年率0.440%（税抜0.40%）	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	年率0.660%（税抜0.60%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

< 実質的な信託報酬の総額 >

各ファンドの投資対象ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該ファンドの投資信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額です。

- ・ 「アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」および「アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」の信託報酬はそれぞれ、計算期間を通じて毎日、当該各投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.704%（税抜0.64%）を乗じて得た額です。
- ・ 「シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド - アジアCB（Cクラス(米ドル建て))」の信託報酬は、計算期間を通じて毎日、当該投資信託証券の投資信託財産の純資産総額に年率0.75%を乗じて得た額です。

各ファンドはそれぞれ、「アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジあり）（適格機関投資家専用）」、「アジア・ハイ・イールド債券ファンドF（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」および「シュロージャー・インターナショナル・セレクション・ファンド - アジアCB（Cクラス(米ドル建て))」を組入れて運用を行いますので、各ファンドの信託報酬に当該各投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.837%程度～1.883%程度を乗じて得た額となります。

ただし、実質的な信託報酬は目安であり、組入れた投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

（略）

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### （3）【信託期間】

< 訂正前 >

信託期間は、2012年8月27日から2022年5月17日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

< 訂正後 >

信託期間は、2012年8月27日から2027年5月17日までとします。

ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。